

一時利用

保護者が下表の理由のいずれかに該当し、預かり保育実施時間に保育を必要とすること。
 なお、下表のとおり理由ごとに利用できる期間・日数に制限があります。

理由	利用日数	必要書類
入院	利用初日から1か月以内	・診断書または入院期間が証明できるもの
出産	出産予定日の前後2か月	・出産予定の子供の母子手帳の写し (父母の氏名が記載されたページと出産予定日が記載されたページが必要)
看護・介護	利用初日から1か月以内	・被介護者の診断書、通院や介護の状況がわかる資料
就労	1か月の利用は12日以内	・勤務証明書(★)
通学・職業訓練	1か月の利用は12日以内	・在学証明書または学生証の写し ・時間割表
講演会・講習会・学校行事	1か月の利用は12日以内	・参加の開催日時、内容がわかる印刷物
通院	1か月の利用は12日以内	・通院の予約票または治療費の領収書など
求職活動	1か月の利用は12日以内	・就職説明会、面接などの日程が確認できるもの
リフレッシュ	1年の利用は12日以内 ※きょうだいが同じ園に在籍する場合、1家族で年間12日以内	なし

(★) 勤務証明書は、各園または台東区役所学務課で様式を配布しています。
 ホームページからダウンロードも可能です。

【問い合わせ先】

学務課学事係

電話：03(5246)1412